

福祉保健課

胃がん検診・大腸がん検診
無料検診と受診料還付のお知らせ

胃がんと大腸がんは、早期に発見・治療することで治癒率が高くなることが示されています。また、早期治療により医療費の負担を少なくすることができます。

検診受診率が特に低く、働き盛りの下記の年齢を対象に胃がん・大腸がんの検診を無料で行います。対象者には検診クーポン券を送付しますので、この機会にぜひ検診を受けてください。

■胃がん検診無料受診対象者

年齢	生年月日
40歳	昭和45年4月2日～昭和46年4月1日生まれ
50歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ

■大腸がん検診無料受診対象者

年齢	生年月日
40歳	昭和45年4月2日～昭和46年4月1日生まれ
45歳	昭和40年4月2日～昭和41年4月1日生まれ
50歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ
55歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ
60歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ

胃がん・大腸がん無料検診日程

※平成23年度の町の早朝総合健診で胃がん・大腸がん検診を受けた方は受診できません。

検診日時 ● 9月11日(日) 午前5時30分～午前7時30分

検診場所 ● 美郷町保健センター

申込期限 ● 8月19日(金)

申込先 ● 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

町の早朝総合健診で胃がん・大腸がん検診を受けた方へ
受診料を還付します

左記の無料受診対象者で、平成23年度の町の早朝総合健診で胃がん検診・大腸がん検診を受診した方に受診料を還付します。対象となる方は美郷町保健センターで申請手続きをしてください。

申請期限 ● 8月19日(金) 午後5時

申請場所 ● 美郷町保健センター

【申請手続きに必要な物】

- ①胃がん・大腸がん検診の領収書
- ②通帳(受診者本人のもの)
- ③金融機関に届け出している印鑑
- ④胃がん・大腸がん検診クーポン券

問い合わせ ● 美郷町保健センター(町福祉保健課 健康対策班) ☎0187(84)4900

災害時の医療を考える

第7回「医療と健康を考える集い」を開催します

東日本大震災の教訓を生かしながら、地域の災害時の医療体制について住民の皆さんと一緒に考える集いを開催します。

日時 ● 8月6日(土) 午後2時～

会場 ● 美郷町ふれあいセンター
(千畑南小学校そば)

- 内容 ● 「災害時の医療について」
秋田県医師会副会長 坂本哲也 氏
「災害時の救命救急について」
大曲仙北広域消防本部 佐々木光晴 氏
「災害時のこころのケアについて」
協和病院副院長 善本正樹 氏
「被災地での活動について」
美郷町保健師 小川テル子
「町の地域防災について」
美郷町総務課 本間和彦

問い合わせ ● 美郷町保健センター
(町福祉保健課 健康対策班) ☎0187(84)4900

大曲仙北食生活改善推進協議会

設立10周年記念公開講演会を開催します

日時 ● 9月2日(金) 午後1時30分～午後3時10分

会場 ● 大仙市大曲市民会館小ホール

入場料 ● 無料

内容 ● 講演/地域で進める食育活動
～食ではぐくむ健康づくり～
講師 女子栄養大学教授
武見ゆかり 氏

パネル展/各市町村食生活改善推進協議会の活動紹介



武見ゆかりさんの講演を聴講いただいた方には食育まな板・計量スプーン・食事バランスガイドリーフレットを差し上げます。

問い合わせ ● 大仙市保健所 健康・予防課
☎0187(63)3403・☎0187(63)3405

福祉医療費受給者証の更新手続きはお済みですか？

福祉医療費受給者証の更新日は8月1日です。更新手続きがお済みの方には、随時、新しい受給者証を自宅へ郵送しています。まだ「福祉医療費受給者証自動更新申請書」を提出していない方は、早めに

提出してください。所得審査により該当とならない方にはその旨の通知を郵送します。現在お持ちの受給者証に期限が記載されていない方は、そのままご使用ください。

■福祉医療費制度とは？

福祉医療費制度は、美郷町に住所を有する乳幼児、ひとり親家庭の児童、高齢身体障がい者および重度心身障がい(児)者の心身の健康の保持と生活の安定を図るために行う医療費助成制度です。

対象の方には、福祉医療費受給者証交付申請書を提出していただくから「福祉医療費受給者証」を交付しています。医療機関を受診する場合は、健康保険証と一緒に医療機関の窓口へ提示してください。

■福祉医療費受給者証交付等の手続きに必要なもの

新しく受給対象となるとき
(出生や転入、身体障害者手帳または療育手帳交付など)

- ・受給者本人の健康保険証 ・印鑑
- ・所得課税証明書(所得審査が必要な場合)
- ・身体障害者手帳または療育手帳(高齢身体障がい者・重度心身障がい(児)者の場合)

受給者証に記載されている内容が変わったとき
(住所や氏名など)

- ・印鑑 ・福祉医療費受給者証

受給者が加入している健康保険証が変わったとき

- ・新しい健康保険証 ・印鑑
- ・福祉医療費受給者証

身体障害者手帳または療育手帳の内容が変わったとき
(障害程度の変更など)

- ・変更後の身体障害者手帳または療育手帳
- ・印鑑 ・福祉医療費受給者証

■福祉医療費助成の対象とならないもの

- ・入院したときの食事代、病衣代、文書料などの医療保険の給付対象とならないもの
- ・ほかの公費負担医療が受けられる場合

■福祉医療費制度の対象者

制度区分と対象内容	所得制限
乳幼児(未就学児) ・0歳から6歳まで	なし (所得審査はあり)
ひとり親家庭の児童 ・母子家庭または両親のいない児童(18歳まで) ・父子家庭の児童	あり
高齢身体障がい者 ・65歳以上で、身体障害者手帳(4級～6級)を持っている方(被用者保険本人を除く)	あり
重度心身障がい(児)者 ・身体障害者手帳(1～3級)または療育手帳(A)を持っている方	被用者保険本人のみあり

■福祉医療費受給者証を使用する際に注意すること

■県外の医療機関で受診した場合

福祉医療費制度は適用になりませんので、自己負担分をいったん支払っていただきます。

■医療機関窓口で受給者証を提示しなかった場合

医療機関側で確認ができなかった場合は、自己負担分を支払っていただくことがあります。

■自己負担分を支払った場合

申請により医療費の還付を受けることができます。

【還付手続きに必要なもの】

- ・医療機関が発行した領収書
- ・印鑑 ・福祉医療費受給者証
- ・健康保険証
- ・振込先口座通帳

問い合わせ ● 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

身体障がい者巡回相談のお知らせ

肢体に障がいのある方を対象に巡回相談を行います。補装具の交付や修理、身体障害者手帳の診断などについて医師や専門家が相談に応じます。相談料や診察料はかかりません。

対象者 ● 障害区分が肢体の方

日時 ● 9月8日(木)

受付 / 午前9時30分～午前11時30分

診察 / 午前10時～正午

会場 ● 大仙市大曲中央公民館

問い合わせ ● 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907